

移動木工教室開催事業運営要領

(目的)

第1 この運営要領は、「親子木工移動教室」に基づくものの他、細部の事項について定めるものとする。

(事業主体)

第2 移動木工教室の事業主体は、(一社)鹿児島県林材協会連合会とし、主たる事務所を鹿児島市東開町3番2号に置く。

(対象者)

第3 移動木工教室の対象者は、県内の町内会・子ども会・緑の少年団・地域の農業祭・小・中学校のPTAなどとし、一会場当たり親子50組程度とする。

(製作物の種類)

第4 製作物は、原則として、本立て・マガジンラック・状差し・傘立てとするが、所定の材料の範囲内であれば、この限りでない。

(材料及び参加料)

第5 (1)材料は、スギ材で、寸法は厚さ1.5cm、幅18cm、長さ2m材を使用し、一人一枚とする。

(2)参加料は、1,200円とする。

ただし、キット式の場合は、一人当たり1,500円を徴収する。

なお、公益財団法人「かごしまみどりの基金」の助成対象の場合は、参加料は200円又は、500円とする。

(製作の順序)

第6 次の順序で実施し、所要時間は概ね3時間とする。

①木の良さ、木の性質を説明

②工具の使い方説明

③制作方法の説明

④製作開始

⑤製作の好評

(緊急薬品の常備及び傷害保険への加入)

第7 事故に備え緊急薬品を常備するとともに傷害保険へ加入する。